

総務常任委員会会議録

目次

| | |
|--|----|
| 【開 会】 | 5 |
| 議案第 2 号 矢板市市税条例の一部改正について | 5 |
| 議案第 3 号 矢板市都市計画税条例の一部改正について | 6 |
| 陳情第 6 号 日本政府に「非核三原則の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情書 (継続) | 7 |
| 陳情第 7 号 地方都市・矢板が生き残る戦略提言 | 8 |
| 陳情第 8 号 『矢板市庁舎整備基本構想(案)・令和 7 年・矢板市』の内容修正等に 関する提言 | 9 |
| 陳情第 9 号 矢板市の都市構造を再編し胸を張って 30 年後に引き継ぐ都市中心核構想 (仮称)の提言 | 10 |
| 陳情第 15 号 矢板市行動型市役所への改革に関する提案 | 10 |
| 陳情第 16 号 「市民と市長の懇談会等の公正な運用及び進行管理に関する条例」の制 定について(提言) | 11 |
| 委員長報告 | 12 |
| 閉 会 | 12 |

1 日 時

令和8年6月10日（水）午前9時55分～午前10時30分

2 場 所

第1委員会室

3 出席委員（7名）

委員長 石 塚 政 行

副委員長 渡 邊 英 子

委 員 齋 藤 典 子 宮 本 莊 山 関 由 紀 夫

佐 貫 薫 石 井 侑 男

4 欠席委員

なし

5 説明員（9名）

(1) 総合政策部（1人）

①総合政策部長 村上治良

(2) 総合政策課（1人）

①総合政策課長 星宮良行

(3) 秘書広報課（2人）

①秘書広報課長 清水ゆう子

②秘書広報担当 小野陽子

(4) 総務人事課（2人）

①総務人事課長 加藤清美

②行政担当 吉田佐江子

(5) 財政課（1人）

①財 政 課 長 矢板 洋

(6) 税務課（2人）

①税 務 課 長 高久聡子

②資 産 税 担 当 高塩康幸

6 担当書記 橋本幸江 山下友太郎

7 付議事件

議案第 2号 矢板市市税条例の一部改正について

議案第 3号 矢板市都市計画税条例の一部改正について

陳情第 6号 日本政府に「非核三原則の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情書（継続）

陳情第 7号 地方都市・矢板が生き残る戦略提言

陳情第 8号 『矢板市庁舎整備基本構想（案）・令和7年・矢板市』の内容修正等に関する提言

陳情第 9号 矢板市の都市構造を再編し胸を張って30年後に引き継ぐ都市中心核構想（仮称）の提言

陳情第 15号 矢板市行動型市役所への改革に関する提案

陳情第 16号 「市民と市長の懇談会等の公正な運用及び進行管理に関する条例」の制定について（提言）

8 会議の経過及び結果

【開 会】

○委員長（石塚政行） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、総務常任委員会を開会する。 (9:55)

○委員長 この委員会に付託されました案件は、議案第2号、議案第3号、陳情第7号、陳情第8号、陳情第9号、陳情第15号及び陳情第16号の7件である。

議案第2号 矢板市市税条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○税務課長（高久聡子）

（「議案書」の2～20ページにより説明）

○委員長 質疑はあるか。

○佐貫委員 条例を改正するうえで、根拠法はあるのか。

○税務課長 地方税法等である。

○佐貫委員 他の自治体も同じタイミングで改正になるのか。

○税務課長 今回の6月議会に上程しているかは不明だが、施行前には改正するはずである。

○佐貫委員 改正することで、例えば今年度に当てはめてみた場合、実際に影響を受ける人が上振れ下振れを含め、どういう変化をするのか。

○税務課長 東日本大震災の復興財源確保のために個人の所得税額に2.1%課税されていたものが、今回の改正によって1.1%に引き下げられるのと、新たに防衛特別所得税が1%創設されるが、税の名前が変わるだけで全体の税率は変わらないので、影響はないと思われる。

また、固定資産税の免税点が引き上げられることで、家屋では約 50 万円・償却資産では約 100 万円の減収になる予定と見込んでいる。

○佐貫委員 影響を受ける市民はどのくらいいるのか。

○税務課長 約 100 人程度である。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 2 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 2 号は、原案のとおり可決された。

議案第 3 号 矢板市都市計画税条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第 3 号を議題とする。

○委員長 提案者の説明を求める。

○税務課長

(「議案書」の 21～22 ページにより説明)

○委員長 質疑はあるか。

○佐貫委員 今回の改正によって発生する影響について教えてほしい。

○税務課長 現在、このバリアフリー改修をした事業所については、矢板市では該当例がない。これから申請があれば該当になる可能性はあるが、今のところ影響はないと考えている。

○委員長 ほかには質疑はございませんか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第3号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決された。

○委員長 陳情に入る前に執行部の入れ替えがあるので、

暫時休憩する。

(10 : 06)

(執行部入れ替え)

○委員長 会議を再開する。

(10 : 13)

**陳情第6号 日本政府に「非核三原則の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情書
(継続)**

○委員長 次に、前回継続審査とした陳情第6号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の皆様の御意見を伺いたい。意見はあるか。

○佐貫委員 採択でお願いしたい。

○宮本委員 今回は採択でよろしいと思う。

○関委員 私も結論としては採択でお願いしたい。

○石井議員 私も採択でお願いしたい。

○委員長 それではこれにて自由討議を終わりにしたいと思います。

○委員長 暫時休憩する。 (10:14)

○委員長 会議を再開する。 (10:15)

これより起立により採決する。陳情第6号を採決とすることに賛成する委員の起立を求める。

(起立全員)

○委員長 起立全員である。

したがって、陳情第6号は採択とすることに決定した。

陳情第7号 地方都市・矢板が生き残る戦略提言

○委員長 次に、陳情第7号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の皆様の御意見を伺いたい。意見はあるか。

○齋藤委員 内容を読むと、市としてすでに取り組んでいるものもあるので、まずは継続審査でお願いしたい。

○宮本委員 今回の陳情と同じ内容が執行部にも提出されていると伺ったが。

○総合政策部長(村上治良) 執行部にも同じ提出者から提言が提出されており、内容も議会に提出されたものと同じである。

○宮本委員 陳情の内容が複雑なので、さらに検討して答えを出すべきである。場合によっては陳情提出者に説明をしてもらい、慎重に審査をしていく方が良いということで、今回は継続審査でお願いしたい。

○関委員 判断に時間を要するので、継続審査でお願いしたい。

○佐貫委員 一つの陳情に対して案件が多いので、整理する必要がある。継続審査でお願いしたい。

○石井委員 私も継続審査でお願いしたい。

○副委員長（渡邊英子） 内容的に細かいので、もう一度検討していかないとけないと思うので、私も継続審査でお願いしたい。

○委員長 それではこれにて自由討議を終わりにしたいと思う。

○委員長 暫時休憩する。 (10:20)

○委員長 会議を再開する。 (10:21)

これより採決する。陳情第7号は継続審査とすることに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、陳情第7号は継続審査とすることに決定した。

陳情第8号 『矢板市庁舎整備基本構想（案）・令和7年・矢板市』の内容修正等に関する提言

○委員長 次に、陳情第8号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の皆様の御意見を伺いたい。意見はあるか。

○齋藤委員 市でもいろいろなことを考えてやっていると思うし、内容的に不明確な部分もあるので、こちらに関しても継続審査でお願いしたい。

○宮本委員 先ほどの陳情第7号と同様の理由から、継続審査でお願いしたい。

○関委員 継続審査でお願いしたい。

○佐貫委員 先ほどと同様の理由で、継続審査でお願いしたい。

○石井委員 継続審査でお願いしたい。

○副委員長 私も継続審査でお願いしたい。

○委員長 それではこれにて自由討議を終わりにしたいと思う。

○委員長 暫時休憩する。 (10:23)

○委員長 会議を再開する。 (10:24)

これより採決する。陳情第8号は継続審査とすることに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、陳情第8号は継続審査とすることに決定した。

陳情第9号 矢板市の都市構造を再編し胸を張って30年後に引き継ぐ都市中心核構想 (仮称)の提言

○委員長 次に、陳情第9号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の皆様の御意見を伺いたい。意見はあるか。

○齋藤委員 内容的に不明な部分もまだ多いので、継続審査でお願いします。

○宮本委員 先ほどの陳情と同じ理由から継続審査でお願いします。

○関委員 継続審査でお願いします。

○佐貫委員 理由は先ほどと同様で、継続審査でお願いします。

○石井委員 継続審査でお願いします。

○副委員長 私も皆さんと同様に継続審査でお願いします。

○委員長 それではこれにて自由討議を終わりにしたいと思います。

○委員長 暫時休憩する。 (10:26)

○委員長 会議を再開する。 (10:27)

これより採決する。陳情第9号は継続審査とすることに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、陳情第9号は継続審査とすることに決定した。

陳情第15号 矢板市行動型市役所への改革に関する提案

○委員長 次に、陳情第15号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の皆様の御意見を伺いたい。意見はあるか。

- 齋藤委員 こちらも同じく継続審査でお願いしたい。
- 宮本委員 継続審査でお願いします。理由はこれまでの陳情と同様である。
- 関委員 継続審査でお願いします。
- 佐貫委員 理由は前3つの陳情と同様で、継続審査でお願いします。
- 石井委員 継続審査でお願いします。
- 副委員長 前の陳情と同じ理由で、私も継続審査でお願いしたい。
- 委員長 それではこれにて自由討議を終わりにしたいと思う。
- 委員長 暫時休憩する。 (10:28)
- 委員長 会議を再開する。 (10:28)

これより採決する。陳情第15号は継続審査とすることに異議はないか。

(異議なし)

- 委員長 異議なしと認める。

したがって、陳情第15号は継続審査とすることに決定した。

陳情第16号 「市民と市長の懇談会等の公正な運用及び進行管理に関する条例」の制定 について (提言)

- 委員長 次に、陳情第16号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の皆様の御意見を伺いたい。意見はあるか。

- 齋藤委員 継続審査でお願いしたい。
- 宮本委員 先ほどの陳情と同じ考えから、継続審査でお願いしたい。
- 関委員 継続審査でお願いしたい。
- 佐貫委員 継続審査でお願いしたい。理由は先ほどと一緒である。

○石井委員 継続審査でお願いしたい。

○副委員長 私もみなさんと同じ理由で継続審査でお願いしたい。

○委員長 それではこれにて自由討議を終わりにしたいと思う。

○委員長 暫時休憩する。 (10:29)

○委員長 会議を再開する。 (10:30)

これより採決する。陳情第16号は継続審査とすることに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、陳情第16号は継続審査とすることに決定した。

委員長報告

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。

委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に御一任願う。

閉会

○委員長 これで総務常任委員会を閉会する。 (10:30)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務常任委員会委員長